

有価証券報告書の作成の仕方について（追加）
（平成14年3月期提出用）

平成14年3月期提出に係る「有価証券報告書の作成の仕方」については、当会員サイトに5月15日付で掲載したところであるが、そこでは、本年3月26日及び3月28日付で改正された開示府令、財規、連結財規及び関連ガイドラインに係る部分は時間的制約等もあって触れていない。しかし、当該改正の中には、当期から強制適用となるものがあり、開示内容に対する質問も聞かれるところから、当該改正事項に係る記載事例等について整理してみた。なお、本稿に掲載している内容は一つの参考事例であり、各社においてはそれぞれの実態に即して適宜工夫して作成されるようお願いしたい。

文中、意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

〔自己株式及び法定準備金の取崩等に関する事項〕

平成14年4月1日からは自己株式の処分が可能となり、また、法定準備金を取り崩し、それを原資とした利益配当を行う会社も想定されていたこと等を踏まえ、これらに対応した会計基準や開示制度の見直しが急がれていた。

会計基準については、本年2月に当財団の企業会計基準委員会（ASB）から企業会計基準第1号として「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」、また、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」及び企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」がそれぞれ公表されている。

一方、開示制度については、3月26日付で財規等の内閣府令及び3月28日付で関連ガイドラインが改正されている。今回、改正された財規等のうち、当期の有価証券報告書の作成に関連する事項は、財務諸表のうち利益処分及び損失処理に関する部分である。すなわち、改正後の財規は附則第2項において本年4月1日（施行日）以後に開始する事業年度から適用することとされているが、利益処分及び損失処理に関する表示方法及び計算書様式についてはその対象から除かれているため、施行日から適用されることになる。

（1）利益処分に関する事項

改正後の財規第112条から第114条まで及び様式第六号「利益処分計算書」により、その他資本剰余金を処分した場合には従来の当期末処分利益を処分した場合は区分して、「その他資本剰余金」、「その他資本剰余金処分類」及び「その他資本剰余金次期繰越額」

という科目をもって表示することとされている。

その趣旨は、資本金や資本準備金の取崩しによって生じる剰余金、あるいは自己株式の処分差益のように資本性のある剰余金は、従来の利益性の剰余金とは混同してはならないとする考えに基づくものである（企業会計基準第1号の第34項、第35項参照）。

上記による改正規定は、本年4月1日から全社に適用されることになるが、従来の当期末処分利益のみを処分する会社においては、利益処分計算書の作成自体に変更はないことになる。

しかし、一部の銀行や事業会社において、本年3月末までに臨時株主総会を開催して資本準備金を取崩し（当該取崩額は、平成14年3月末の貸借対照表の資本の部に「その他の資本剰余金」として計上することになる。）今度の定時株主総会において、当該「その他の資本剰余金」を原資として利益配当処分を行う会社があると聞いている。そのような会社にあっては、改正後の財規様式で作成することになる。ただし、その場合であっても貸借対照表の資本の部は、改正前の様式による表示区分となるので念のため申し添えておく。

（2）損失処理に関する事項

利益処分に関する事項と同様の趣旨から、損失処理に関する事項についても、その他資本剰余金を処分して損失処理を行った場合には、従来の当期末処理損失の処理とは区分して、「その他資本剰余金」、「その他資本剰余金処分別」及び「その他資本剰余金次期繰越額」という科目をもって表示することとされている（改正後の財規第115条、第116条、様式第七号「損失処理計算書」）。

なお、財規ガイドラインの改正により、第113項後段のなお書及び第115項が削除されている。

（注）改正財規の附則第2項ただし書において、本年4月1日前に開始した事業年度に係る財務諸表のうち、4月1日以後に終了する事業年度に係る財務諸表については、今回の改正後の財規を適用できることとされている。すなわち、本年4月1日以後に決算を迎える会社の財務諸表については、早期の適用が可能ということになる。ただし、一部つまみ食いの適用はできないので念のため申し添えておく。

〔新株予約権の創設等に関する事項〕

昨年11月の商法改正において、あらかじめ定めた価額で会社の株式を取得することができる新株予約権制度が創設され、また、これに伴うストックオプション制度の見直し、

あるいは種類株式制度の弾力化等が図られ、本年4月1日から施行されている。

これに伴い、新株予約権等に係る会計処理や開示制度の見直しについて検討が行われ、会計処理については、本年3月29日付で、ASBから実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」が公表されている。

開示様式等の見直しについては、3月28日付で開示府令の一部が改正され（「担保付社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（第17号））、平成14年4月1日以後提出するものから適用されており、従って、当14年3月期有価証券報告書は改正後の新様式で作成することになる。なお、改正府令の附則第2条において、改正商法の施行前に決議された新株引受権や転換社債、新株引受権付社債等は、新株予約権又は新株予約権付社債とみなして改正府令を適用することとされている。

一方、財規及び連結財規についても、商法改正において新株予約権制度が創設されたほか従来の転換社債、新株引受権付社債が新株予約権付社債に整理されたこと等に伴い関連規定の文言整理が行われている。なお、改正府令の附則第2条第2項から第4項までにおいて、改正前の商法に基づき決議された転換社債、新株引受権付社債等には改正後の財規等は適用しないとされ、同附則第2条第5項において「……第7条の規定による改正前の財規、……第12条の規定による改正前の連結財規、……の規定の適用については、なお、従前の例による。」とされている。従って、例えば、財規第52条の改正により貸借対照表の区分表示から転換社債が削除されているが、期末において残高がある場合には、従来どおり財務諸表上「転換社債」として表示することになるので留意する必要がある。

以下、第三号様式で改正（第4提出会社の状況）された主な事項について、平成14年3月期有価証券報告書の作成を想定した記載事例及び留意点について整理してみたい。

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成14年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成14年6月 日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	242,940,101	242,982,646	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部 J-REIT証券取引所	
計	242,940,101	242,982,646		

(注)「提出日現在発行数」には、平成14年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの転換社債の転換により発行された株式数及び新株引受権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれていない。

<主な改正点>

- ・ 様式上「内容」欄が追加され、株式の種類ごとに具体的な内容を記載することとされている。

<留意点>

- ・ 権利内容の異なる数種の株式を発行していない場合、「内容」欄については特に記載する必要はないものと思われる。
- ・ 権利内容の異なる数種の株式を発行している場合には、当該株式の内容が一般的には複雑なため、脚注において、その内容を具体的に記載することが適当と考えられる。(すでに、優先株式、子会社連動株式等の開示例があるので参照されたい)
- ・ 脚注において旧商法に基づいて発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使により発行された株式数に関する記載を行う場合には、従来どおりの表示科目名で記載することが適当と考える。

(2)【新株予約権等の状況】

<新商法に基づき新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合>

該当事項はない。

<旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づき新株引受権を付与している場合>

	事業年度末現在 (平成 14 年 3 月 31 日)	提出日の前月末現在 (平成 14 年 5 月 31 日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	,	,
新株予約権の行使時の払込金額(円)		
新株予約権の行使期間	平成 年 月 日~ 年 月 日	平成 年 月 日~ 年 月 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額	発行価格 資本組入額
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。 権利者が死亡した場合には、相続人が権利行使可能とする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び買入れは認めない。	同左

<旧商法に基づき転換社債又は新株引受権付社債を発行している場合>

当社は、旧商法に基づき転換社債を発行している。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりである。

銘柄（発行日）	平成 14 年 3 月 31 日現在			平成 14 年 5 月 31 日現在		
	転換社債 の残高（百 万円）	転換価格 （円）	資本組入 額（円）	転換社債 の残高（百 万円）	転換価格 （円）	資本組入 額（円）
第 3 回物上担保付転換社債 （平成 6 年 10 月 1 日）	177	338.90	170	665	338.90	170

当社は、旧商法に基づき新株引受権付社債を発行している。当該新株引受権付社債の新株引受権の残高、行使価格及び資本組入額は次のとおりである。

銘柄（発行日）	平成 14 年 3 月 31 日現在			平成 14 年 5 月 31 日現在		
	新株引受権の残高	行使 価格 （円）	資 本 組入額 （円）	新株引受権の残高	行使 価格 （円）	資 本 組入額 （円）
2002 年満期銀行保証付分離型 米貨建新株引受権付社債 （平成 8 年 10 月 1 日）	3,815 千 USドル （591 百万円）	407.00	204	3,785 千 USドル （587 百万円）	407.00	204
2003 年満期銀行保証付分離型 米貨建新株引受権付社債 （平成 9 年 7 月 15 日）	99,560 千 USドル （13,410 百万円）	788.00	394	99,560 千 USドル （13,410 百万円）	788.00	394

<主な改正点>

- ・ 本欄は新設である。

<留意点>

- ・ 新商法に基づき、平成 14 年 4 月 1 日以後において、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、提出日の前月末現在における新株予約権等の状況について記載することとされているが、一般的には、当期は該当がないものと考えられる。
- ・ 旧商法第 280 条ノ 19 第 2 項に基づき、新株引受権を付与している場合も本欄において記載することになる。
- ・ 従来、【発行済株式総数、資本金等の推移】において記載していた転換社債、新株引受権付社債等に係る事項については、【新株予約権等の状況】において記載することに変更されている。

転換社債及び新株引受権付社債に係る記載事項については、記載上の注意 17 - 2 c により、従前どおりとされている。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成14年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等) (注)	普通株式 ,		
完全議決権株式(その他)	普通株式 , ,	,	
単元未満株式	普通株式 , ,		1単元(, 株)未満の株式
発行済株式総数	, ,		
総株主の議決権		,	

(注)「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社の保有の自己株式である。

<主な改正点>

- ・ 全面的に、様式が改正されている。

<留意点>

- ・ 「完全議決権株式」の内容欄については、特に記載する必要はないものと思われる。
- ・ 「議決権制限株式」は、昨年11月の商法改正により「議決権」に関して内容の異なる数種の株式を発行することが認められたものであり、施行日前の平成14年3月31日現在は該当がないこととなる。
- ・ 「無議決権株式」には、利益配当優先株を発行している場合が考えられるが、その場合には内容を具体的に記載することが適切と考えられる。

(7)【ストックオプション制度の内容】

<新商法に基づくストックオプション制度を採用している場合>

決議年月日	平成14年6月 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 当社勤続 年以上の管理職 子会社 株式会社の取締役
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	,
新株予約権の行使時の払込金額(円)	
新株予約権の行使期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日

新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りでない。。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。.....。

<旧商法第280条ノ19の規定に基づき、新株引受権方式によるストックオプション制度を採用している場合>

決議年月日	平成13年6月 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 給与規程の職能資格基準に基づく管理職層
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

<旧商法第210条ノ2の規定に基づき、自己株式方式によるストックオプション制度を採用している場合>

決議年月日	平成13年6月 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 給与規程の職能資格基準に基づく管理職層
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	, 株を上限とする。 (1人, 株から, 株までの範囲)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)
新株予約権の行使期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社取締役又は従業員であることを要する。権利者が死亡した場合には、相続人が権利行使可能とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入れは認めない。

(注) 譲渡価額を記載している。譲渡価額は、権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に105%を乗じた金額、または公開買付価格。ただし、権利付与日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回らない。また、1円未満の端数は切り上

げる。なお、株式分割および時価を下回る価額で新株（株式に転換しうる証券の発行もしくは新株を引き受ける権利を付与された証券の発行などを含む）を発行する時は、次の算式により譲渡価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

<主な改正点>

- ・ 新たに「決議年月日」の記載が求められた以外、実質的な追加項目はない。
- ・ 従来記載が求められていたストックオプション制度を採用している旨の記載は削除されている。

<留意点>

- ・ 【ストックオプション制度の内容】は、提出日現在で記載することになるので、本年6月の株主総会において、新商法に基づくストックオプション制度の採用を決議した場合も記載が必要となる。
- ・ 旧商法に基づくストックオプション制度を採用している場合、権利行使期間が終了するまでは継続して記載することになる。

なお、記載上の注意22（第二号様式記載上の注意43を準用）では、旧商法に基づき自己株式方式によるストックオプション制度を採用している場合について触れていないが、今回の商法の改正趣旨を踏まえ、同方式によるストックオプション制度の内容についても記載することが適当と考えられる。

- ・ 【新株予約権等の状況】において、新株予約権の内容を記載している場合は、その旨のみを記載することができるとされている。
- ・ 決議が複数ある場合には、決議ごとに記載することとされている。

以上については、E D I N E Tシステムにより有価証券報告書を提出する場合を想定したものであるが、従来どおり紙媒体で提出する場合には、3月28日付改正府令の附則第14条においてほぼ同様の改正が行われているので留意されたい。

財団法人 財務会計基準機構
企画部長 柳 隆 次

以 上